

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 11 回 農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 28 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	7	川村良則	委員
	8	今部好幸	委員

事務局 長	<p>只今から、11回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中16名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、7番 川村委員さん、8番 今部委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3第1項の規定による届出が あったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が朝日18番1外4筆、現況地目が畑で合計面積41,571㎡、届出者 遠 軽町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年4月15日 で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員 各 議 長	<p>———異議なし——— 報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます</p>
事 務 局	<p>報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が中園307番1外6筆、現況地目畑が44,745㎡、採草放牧地が2,128 ㎡、合計面積46,873㎡、契約期間は平成22年12月27日から令和2年12月31日 まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月31日、通知者が、賃貸人● ●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号2 土地の所在が川西68番1外5筆、現況地目が畑で合計面積27,635㎡、契約期間は 平成23年1月28日から令和3年1月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日 が令和3年3月30日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●● ●●。解約後は賃貸借です。 番号3 土地の所在が若佐164番1外2筆、現況地目が畑で合計面積24,951㎡、契約期間 は平成22年12月27日から令和2年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡 しの日が令和3年4月14日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●● さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号4 土地の所在が中園135番11外1筆、現況地目が畑で合計面積40,060㎡、契約期間 は平成30年5月1日から令和7年2月28日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日 が令和3年5月19日、通知者が、賃貸人 ●●●●●●●●●●、賃借人 ●●●● さん。解約後は賃貸借です。 なお、この件については、前回4月の総会で、●●●●さんへの配分計画をご協議</p>

		<p>いただいた土地になりますが、その時点では合意解約が成立しておらず、今回の報告となっております。</p> <p>そのため配分計画についても、この後、再度ご協議いただくこととなりますので、ご了承願います。</p> <p>以上です。</p>
議 長		<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員		<p>———異議なし———</p>
議 長		<p>報告事項第2号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定に基づき、下記の者より農地等転用の許可申請があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号1</p> <p>土地の所在が西富19番12、現況地目が畑で面積429㎡、佐呂間市街地区に位置し、水管、下水道管の埋設されている道路の沿道区域で、保育所、小公園から500メートル以内に位置する3種農地です。譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さん、申請理由は●●●●さんの住宅建設です。</p> <p>住宅建設費は22,000,000円で、全額銀行の住宅ローンから借入することで、事前保証を受けています。また、申請農地に転用の妨げとなる権利も無く、隣接地への影響についても、問題ありませんので、許可相当と思われます。5月19日に担当農業委員さんと現地調査済みです。</p> <p>図面で説明いたしますと、(1ページと2ページ)となります。</p> <p>1ページが申請地で、佐呂間8線道路沿い、佐呂間保育所から250mほど西側の土地となります。2ページは住宅の配置図、公共施設からの距離図、水管・下水道管の配置図となります。以上です。</p>
議 長		<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
大 澤 委 員		<p>ここは3種農地になるのですね。</p>
事 務 局		<p>市街地の区域内にある農地が3種農地になるのですが、判断するにはいくつか基準があり、今回は「水管、下水道管の埋設されている道路の沿道の区域で容易にこれらの施設の便益を享受することができ、500メートル以内に2以上の公共施設がある」という基準に当てはまるので、3種農地となります。</p>
議 長		<p>ほかに質問はありますか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員		<p>———異議なし———</p>
議 長		<p>議案第1号は原案どおり決定いたします。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号 1.

利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●●●●●。土地の所在が中園 186 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 105,523 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 5,400,000 円、10 畝当りの単価は、51,000 円です。

図面で説明いたしますと（3 ページ）です。申請地につきましては、国道 333 号線東側、武士 12 線道路と 13 線道路の間の土地です。

番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●●●●●。土地の所在が北 146 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 87,753 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 7,250,000 円、10 畝当りの単価は、83,000 円です。

図面で説明いたしますと（4 ページ）です申請地につきましては、道道富武土佐呂間線の東側、北 3 線道路南側の土地です。

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が●●●●●●●●。土地の所在が仁倉 470 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 34,289 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 3,400,000 円、10 畝当りの単価は、99,000 円です。

図面で説明いたしますと（5 ページ）です申請地につきましては、道道仁倉端野線沿いで、仁倉公民館から 200mほどの土地です。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●●●●●。土地の所在が知来 71 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 65,375 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 6,537,000 円、10 畝当りの単価は、100,000 円です。

図面で説明いたしますと（6 ページ）です。申請地につきましては、知来と仁倉の境界付近で、佐呂間別川南側の土地です。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、富武土 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●●●●●。土地の所在が富武土 365 番 1 外 25 筆、現況地目が畑で合計面積 128,543 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 14,600,000 円、10 畝当りの単価は、114,000 円です。

図面で説明いたしますと（7 ページ）です。申請地につきましては、旧富武土小学校付近、富武土 1 線道路沿いの土地です。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●●●●●。土地の所在が浜佐呂間 650 番外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 23,091 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 1,800,000 円、10 畝当りの単価は、78,000 円です。

図面で説明いたしますと（8 ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、浜佐呂間市街から 2 km 程度の土地です。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●●●●●。土地の所在が富丘 137 番 4 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 72,166 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 8,630,000 円、10 畝当りの単価は、120,000 円です。

図面で説明いたしますと（9 ページ）です。申請地につきましては、富丘 8 線道路と富丘 9 線道路沿いで、富丘 3 4 号付近の土地です。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が中園 307 番 1 外 6 筆、現況地目畑が 44,745 m²、採草放牧地が 2,128 m²、合計面積 46,873 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 5 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 211,000 円、10 ㍻当たり 4,500 円で、前回は 4,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 4 月 6 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）です。申請地につきましては、国道 3 3 3 号線沿い、栃木方面に向かう旧国道との交差点付近の土地です。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 489 番外 2 筆、現況地目が畑で 63,264 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 4,420,000 円、10 ㍻当りの単価は、70,000 円です。あっせん会につきましては、令和 3 年 3 月 24 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（11 ページ）です。申請地につきましては、佐呂間別川の河川沿い、浜佐呂間市街から 700m 程度入ったあたりの土地です。

番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が川西 ●●●●さん。土地の所在が川西 68 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で 27,635 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 5 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 83,000 円、10 ㍻当たり 3,000 円で、前回は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 4 月 6 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（12 ページ）です。申請地につきましては、川西公民館から 1km ほど西側の土地となります。

番号 11.

利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が若佐 164 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で 24,951 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 5 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 137,000 円、10 ㍻当たり 5,500 円で、前回は 5,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 4 月 23 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（13 ページ）です。申請地につきましては、若佐市街若佐コミセン隣接地及び道道をはさんで南側の土地となります。以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

大 澤 委 員

何か質問等、ありませんでしょうか。

農業公社との売買は、すべて 10 年前の農地保有合理化事業の買い取りということですか。

事 務 局

番号 1～7 の農業公社との売買はすべて農地保有合理化事業の買い取りです。期間については、5 年と 10 年があります。

青 野 委 員

買取価格は最初から決まっていた価格ですか。

事 務 局

はい。最初の契約時点で買い取り価格も決まっていました。

議 長

他に質問はありますか。

各 委 員

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

——— 異議なし ———

議	長	<p>議案第 2 号は原案どおり決定いたします。 議案第 3 号 令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動計画についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>	
事	務	局	<p>議案第 3 号 令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動計画について令和 3 年度目標及びその達成に向けた活動計画を、別紙のとおり定めたいので審議願います。 別紙でお配りしています、別紙様式 2 が令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、別紙様式 1 が令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっています。これにつきましては、平成 21 年 1 月 23 日付農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により農業委員会事務の目標及びその達成に向けた活動計画、点検・評価について作成の上、インターネット等により公表するよう指導がありました。作成した活動計画、点検・評価については町のホームページ上で公表するにあたり、別紙のとおり議案として提出いたします。 内容については、「農業委員会の状況」、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置」、「違反転用への適正な対応」、「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」、「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」、「事務の実施状況の公表等」、が農業委員会の取組となっています。 この中で、別紙様式 1 の「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の 2 枚目、「遊休農地に関する措置」の農地の利用状況調査（農地パトロール）について、今年度の実施につきまして協議させていただきたいと思っております。 農地パトロールは、平成 28 年度は知来地区、29 年度は共立地区、30 年度は仁倉地区、令和元年度は中園・川西・武士・朝日地区、2 年度は仁倉・浜佐呂間地区にて実施しております。 今年は、8 月 30 日開催予定の総会に併せて、午前 9 時から約 2 時間程農地パトロールを実施し、その後まとめ、昼食をはさんで午後より総会の日程で実施したいと考えております。 以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思っております。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>	
山	口	委	<p>委員 事務局 今年の農地パトロールの行き先は決まっていますか。 まだ決めていません。これまでの傾向を見ると、上地区、下地区交互に行っているという経過があるようです。</p>
議	長	<p>これまでの経過にこだわることなく、委員の皆さんが必要だと思ふところに行けばよいと考えます。まだ時間があるので、来月の総会時にどこがよいか提案して下さい。</p>	
各	委	員	<p>議 他に質問はありますか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
議	長	<p>——異議なし——</p>	
議	長	<p>議案第 3 号は原案どおり決定いたします。</p>	
次	に	<p>協議事項の審議に入ります。</p>	
協	議	<p>事項第 1 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>	
事	務	局	<p>協議事項第 1 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、佐呂間町長より意見を求められた下記の農用地配分計画について協議願います。</p>

先ほど報告事項でも申し上げましたが、この配分計画につきましては、前回4月の総会でご協議いただいた案件です。配分計画についての意見は合意解約成立後でなくてはいけなかったのですが、前回総会時点では合意解約成立前となっていたことから、今回改めて協議をお願いするところです。

番号1.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●さん。土地の所在が、中園135番11外1筆、現況地目は畑で合計面積40,060㎡。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年6月30日から令和7年2月28日まで4年間、賃貸料は年額180,000円、10㎡当たり4,400円です。土地の所有者は、●●●●さんです。

図面で説明いたしますと(28ページ)です。申請地につきましては、中園11線道路突きあたり付近の土地となります。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。
質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各委員 〓〓〓異議なし〓〓〓
議長 協議事項第1号は原案どおり決定いたします。
その他

各委員 各委員さんの方から何かありませんか。
各委員 〓〓〓ありません〓〓〓
議長 なければ第11回農業委員会総会を終ります。